

六甲砂防事務所 災害対策部運営計画

1. 六甲砂防事務所 地震災害対策部運営計画

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して、地震要員配備基準表に従い要員を配備するものとし、その必要のなくなったときはこれを解除するものとする。

| 体制区分 | 発 令 基 準 |
|------|---|
| 注意体制 | 1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度4の地震が発生したとき 2) その他、対策部長が必要と認めたとき 3) 地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示したとき |
| 警戒体制 | 1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2) その他、対策部長が必要と認めたとき 3) 対策本部長が指示したとき |
| 非常体制 | 1) 別表-1の観測点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生したとき 2) 大規模災害が確認されたとき 3) その他、対策部長が必要と認めたとき 4) 対策本部長が指示したとき |
| 解 除 | 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断したとき |

（別表-1）

| 気象庁震度観測点（発表箇所） | |
|----------------|--|
| 神戸市 | 東灘区住吉東町、灘区八幡町、兵庫区上沢通、長田区神楽町、 須磨区若草町、垂水区日向、中央区脇浜、西区竹の台、北区南五葉 |
| 芦屋市 | 精道町 |
| 西宮市 | 宮前町 |
| 宝塚市 | 東洋町 |

2. 六甲砂防事務所 風水害対策部運営計画

第5条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の一つに該当し必要と認めるときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して、風水害要員配備基準表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

| 体制区分 | 発 令 基 準 |
|--------|---|
| 注意体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 六甲砂防管内に大雨注意報が発表され、かつ対策部長が必要と認めるとき 2) 雨量観測局の1箇所でも連続雨量が90mm以上となり、かつ対策部長が必要と認めるとき 3) 台風の本邦上陸が予想され、かつ対策部長が必要と認めるとき 4) その他対策部長が必要と認めるとき 5) 風水害対策本部長（以下「対策本部長」という。）が指示したとき |
| 第1警戒体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 六甲砂防管内に大雨警報が発表され、かつ対策部長が必要と認めるとき 2) 雨量観測局のうち1箇所でも連続雨量が170mm以上に達すると予想され、かつ対策部長が必要と認めるとき 3) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、かつ対策部長が必要と認めるとき 4) 雨量観測局の雨量判定図でスネーク曲線がC L（がけ崩れ）を上回ったとき 5) 被害の発生が予想されるとき 6) その他対策部長が必要と認めるとき 7) 対策本部長が指示したとき |
| 第2警戒体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 雨量観測局の雨量判定図でスネーク曲線がC L（土石流）を上回り、さらに大雨の恐れがあるとき 2) 六甲砂防管内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3) 重大な被害の発生が予想されるとき 4) その他対策部長が必要と認めるとき 5) 対策本部長が指示したとき |
| 非常体制 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 土石流、がけ崩れにより重大な被害が発生したとき 2) その他対策部長が必要と認めるとき 3) 対策本部長が指示したとき |
| 解 除 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 全ての雨量観測局の雨量判定図でスネーク曲線がC L線を下回ったとき 2) 全ての雨量観測局で降雨が減少しているとき 3) レーダー雨量で以降の降雨の減少が予想されるとき 4) CCTVカメラで水位異常が認められないとき 5) 関係市において災害情報が入っていないことを確認したとき 6) 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断したとき |

※連続雨量とは、無降雨状態が24時間以上の場合には別降雨として扱い、24時間未満の場合は連続雨量とする。